

各従事施設の長 様

栃木県保健福祉部医療政策課長

看護職員業務従事者届の実施について

本県の保健福祉行政に関しましては、日頃から御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本年は保健師助産師看護師法第 33 条に基づき、業務従事者届を届出していただく年に当たっております。

つきましては、下記のとおり実施しますので、期日までの届出に御協力をお願いします。

また、インターネットによるオンライン届出が可能です。初めてオンラインによる届出を行う場合には施設 ID の取得が必要であるため、施設の御担当者様は速やかに下記届出システムより利用申請を行ってください。(前回調査時の令和 4 年度に ID を取得済の場合は、今回も引き続き同じ ID が使用できます。)

オンライン届出の環境が整わない場合は、裏面を参照の上、紙により届出ください。

記

- 1 届 出 名：保健師助産師看護師法第 33 条に基づく業務従事者届
- 2 調 査 時 点：令和 6 (2024) 年 12 月 31 日
- 3 調 査 対 象：栃木県内で従事している看護職員（保健師・助産師・看護師・准看護師）
*産休、育休中等の方も含みます。
*本調査は看護業務に従事する全ての方が対象です。貴施設の各部署・事業所へも御周知ください。
- 4 届 出 期 限：令和 7 (2025) 年 1 月 15 日 (水)
*施設ごとにまとめて届出願います。期限前でも準備でき次第速やかに届出願います。
- 5 申請サイト：「医療従事者届出システム」
<https://static.iryojujisha-todokede-sys.mhlw.go.jp/>



※ 「医療従事者届出システム」の操作方法に関して御不明な点は、下記コールセンターへお問い合わせください。

電話番号： 0120-330-742

開設期間：令和 7 年 1 月 31 日まで 受付時間：平日 9:30～17:30(閉庁日を除く)

栃木県保健福祉部医療政策課
看護職員育成担当 高木
TEL:028-623-3152 県庁 4 階南側

紙による届出を行う場合

1 届出上の注意

- ① 記載要領・届出票等必要部数をコピーの上、ご使用ください。
- ② 産休や育休等の場合、届出票の右上に大きめの字で「産休中」、「育休中」等と記載願います。
- ③ 過去の業務従事者届の様式は使用できませんので、ご注意ください。
- ④ 令和6（2024）年看護職員業務従事者届 提出表（様式2）を添えて下記保健所又は健康福祉センターへ提出をお願いいたします。

2 提出先

就業地	所管（提出先）	住所	電話番号
宇都宮市	宇都宮市保健所	〒321-0974 宇都宮市竹林町 972	028-626-1131
鹿沼市、日光市	県西健康福祉センター	〒322-0068 鹿沼市今宮町 1664-1	0289-64-3125
真岡市、益子町、茂木町、 市貝町、芳賀町	県東健康福祉センター	〒321-4305 真岡市荒町 116-1	0285-82-3321
小山市、下野市、上三川町、 野木町、栃木市、壬生町	県南健康福祉センター	〒323-0811 小山市犬塚 3-1-1	0285-22-0302
大田原市、那須塩原市、那 須町、矢板市、さくら市、 塩谷町、高根沢町、那須烏 山市、那珂川町	県北健康福祉センター	〒324-8585 大田原市本町 2-2828-4	0287-22-2257
足利市、佐野市	安足健康福祉センター	〒326-0032 足利市真砂町 1-1	0284-43-2267